

関係者各位

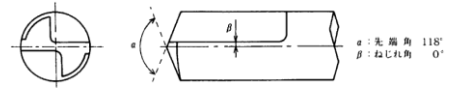
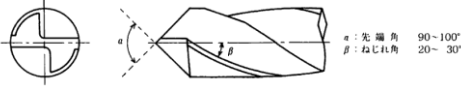
和歌山市水道局 工務部

和歌山市水道局発注工事における一般仕様書の一部改正について（通知）

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）及び、平成27年4月1日からの『GX形ダクタイル鋳鉄管』の採用に伴い、一般仕様書を一部改正しますので、次の通り通知します。

（1）改正内容

改正箇所	改正内容
<p>一般仕様書全般</p> <p>第1章 総則 第3節 施工管理 6 施工体制台帳等の作成、提出等</p> <p>※建設業法等の一部を改正する法律 （平成26年法律第55号）に伴う改定</p>	<p>文中中の「請負者、請負者等」は「受注者」、「挿し口」は「挿口」、「受け口」は「受口」、「」は「、」に改正しております。</p> <p>一般仕様書（平成27年4月1日以降）(P.20)参照 改正前 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第13条（施工体制台帳の提出等）及び建設業法第24条の7（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）に基づき、受注者は、施工するために締結した下請負契約（建設業法第2条第1項に定める28種類の建設工事）の請負金額（当該下請契約が2以上ある場合は、それらの請負金額の総額）が、3,000万円以上（建設業法第3条に規定する特定建設業者が発注者から直接請け負った工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円以上）になるときは、次の（1）から（3）までに掲げる事項による。</p> <p>改正後 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第13条（施工体制台帳の提出等）及び建設業法第24条の7（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）に基づき、受注者は、施工するために締結した下請負契約（建設業法第2条第1項に定める28種類の建設工事）は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。このため、これらの的確な運用に資するため、次の（1）から（3）までに掲げる事項による。</p>
<p>第4章 管布設工事 第1節 施工一般 3 管の据付け (2) 伸縮継ぎ手管 の文章改正</p> <p>4 管の切断 (1) 鋳鉄管 の文章追記</p> <p>(1) 鋳鉄管 のL1寸法表に GX形およびφ700～φ1000追記</p> <p>7 管防護 (3) ダクタイル鉄管用 ポリエチレンスリーブの項目追加</p>	<p>一般仕様書（平成27年4月1日以降）(P.109)参照 改正前 ア 受注者は、ダクタイル鋳鉄NS形管等の伸縮継ぎ手管を布設する場合の管末について、設計図書によるものとするが規定のない場合は、水圧等により管末が移動しないように処置する。</p> <p>改正後 ア 受注者は、ダクタイル鋳鉄管（GX形、NS形等）の伸縮継ぎ手管を布設する場合の管末について、設計図書によるものとするが規定のない場合は、水圧等により管末が移動しないように処置する。</p> <p>一般仕様書（平成27年4月1日以降）(P.110)参照 改正前 ア 受注者は、原則として、鋳鉄管の切断にはエンジンカッター又はマシンカッターを使用する。</p> <p>改正後 ア 受注者は、原則として、鋳鉄管の切断にはエンジンカッター又はマシンカッターを使用する。 なお、内面エポキシ樹脂粉体塗装管は、ダイヤモンドブレード、パイソンのカッター、電動のメタルソーを使用すること。（JDPA T 47）</p> <p>一般仕様書（平成27年4月1日以降）(P.111)参照</p> <p>一般仕様書（平成27年4月1日以降）(P.113)参照 追加文 (3) ダクタイル鉄管用ポリエチレンスリーブ ※項目新規追加 受注者は、埋設するダクタイル鋳鉄管類の全てに、ポリエチレンスリーブ被覆する。使用材料はJWWA K158に適合したものであること。 なお、施工要領については、JDPA W 08による。</p>

改正箇所	改正内容
第2節 ダクタイル鋳鉄管の接合 1 一般事項 (9) 文章改正 3 GX形ダクタイル鋳鉄管の接合 の項目追加 4 NS形ダクタイル鋳鉄管の接合 の文章改正	一般仕様書（平成27年4月1日以降）(P.117)参照 改正前 (9) 受注者は、接合完了後、必ず接合の状態を再確認するとともに、継手部及び管外面の塗装の損傷箇所には防食塗料を塗布する。 改正後 (9) 受注者は、接合完了後、必ず接合の状態を再確認するとともに、継手部及び管外面の塗装の損傷箇所にはJWWA K 139（水道用ダクタイル鋳鉄管合樹脂塗料）に適合した塗料を塗布する。
第4節 その他の管の接合及び据付け 4 給水工事の穿孔 項目追加	一般仕様書（平成27年4月1日以降）(P.129)参照 追加文 4 給水工事の穿孔 ※項目新規追加
	(1) 穿孔方法 図1の内面モルタルライニング管の穿孔に用いられているモルタルライニング管用ドリルを、内面エポキシ樹脂粉体塗装管に使用すると「塗装の貫通不良」「塗膜の欠け」などが発生する可能性があるため、粉体管用ドリルを使用すること。 (2) 穿孔時の留意点 内面エポキシ樹脂粉体塗装管を穿孔する際の留意点を以下に示す。 ① 穿孔機は「エンジン方式」または「電動方式」を用いること。 ② 穿孔用ドリルは、図2に示すような先端角とねじれ角を有すること。 ③ φ40以上の穿孔を行う場合は、センタードリル付ホールソーを用いること。 ④ 不断水穿孔時においては、穿孔作業開始と同時に十分な排水を実施し、切断片を管外へ排出させるよう留意することが必要となります。 <div style="text-align: center;">  <p>図1 モルタルライニング管用ドリル</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図2 粉体管用ドリル</p> </div> (3) 穿孔面の防食及び防錆に用いるコアについて 水道用サドル付分水栓（JWWA B 117）付属書Fに記載の密着形コアを使用すること。 なお、φ20～25については銅製密着形コア、φ40～100については、SUS製密着型コアを使用すること。 5 不断水穿孔工事について 前項を参考とし施工すること。

(2) 適用年月日 平成27年4月1日以降発注の工事

(3) 適用範囲

当局が発注する水道工事に原則適用します。仕様等につきましては設計図書によるものとします。なお、これによりがたい場合は適用外のため、発注した工事の設計図書を確認してください。

※詳細は『一般仕様書（平成27年4月1日以降）』、『第1節 一般事項』『1 適用範囲』を参照

(4) 問い合わせ先 和歌山市水道局 工務部 企画建設課 建設班

TEL 073-435-1127

FAX 073-435-1283